

さいたま市創エネ・蓄エネ設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策への事業者・団体の意識向上を促し、脱炭素社会を実現するため、事業所に創エネ・蓄エネ設備を設置する事業者・団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 さいたま市内に所在し、営利・非営利を問わず、事業活動が行われる一定の場所をいう。ただし、登記事項証明書の種類に居宅が含まれているものを除く。
- (2) 事業者・団体 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業者 日本国内において事業活動を営んでいる法人をいう。
 - イ 自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する認可地縁団体であることを原則とする）
- (3) 0円ソーラー事業者 事業者・団体が自ら所有又は日常的に使用している事業所に、事業者・団体の初期費用なしで、太陽光発電設備及び蓄電池を設置するサービス（リース又は電力販売）を提供する事業者をいう。
- (4) リース 0円ソーラー事業者が、自ら所有する太陽光発電設備及び蓄電池を、事業者・団体が自ら所有又は日常的に使用している事業所に設置し、事業者・団体から使用料を受け取ることにより、当該設備を使用収益する権利を与えるものをいう。
- (5) 電力販売 0円ソーラー事業者が、自ら所有する太陽光発電設備を、事業者・団体が所有又は日常的に使用している事業所に設置し、当該設備から発電された電気を事業者・団体に販売するものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。なお、別に定める事業完了日の期間内に完了するものを対象と

する。

(1) 事業者・団体が自ら所有又は日常的に使用している事業所に、次条各号に規定する補助対象設備を設置する事業（事業所に他の所有者がある場合は、すべての所有者から同意がとれている場合に限る。）

(2) 0円ソーラー事業者が、次条各号に規定する補助対象設備を設置する事業（当補助金の全額を、利用料金の減額等の方法により事業者・団体に還元すること及びサービス期間が、事業者・団体との契約において、補助対象設備設置から5年以上であることを条件とする。）

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用のうち、次に掲げる費用とする。

(1) 本体工事費

(2) 付帯工事費（設備の設置に必要な不可欠な配管、配電等の工事に要する費用を含む。）

(3) 設備購入費（設備の設置に必要な機械装置等の購入、製造、据付等に要する費用）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用（補助対象設備）

第4条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、蓄電池のみの設置は、既に太陽光発電設備が設置されている場合に限り対象とする。

(1) 太陽光発電設備

ア 事業所に連系され、発電される電力が当該事業所において使用されるものであること。

イ 太陽電池パネルの公称最大出力の合計値が3.5kWを超える規模のものであること。

ウ 設置する設備は全て未使用品であること。

(2) 蓄電池

ア 前号(1)の設備等により発電した電力を繰り返し蓄え、分電盤を通じて事業所の電力として使用するために、必要な機能を有するものであること。

イ 定格容量が4.0kWh以上であること。

ウ JIS規格又は電池工業会規格に準拠していること。

エ 設置する設備は全て未使用品であること。

(3) コージェネレーションシステム

ア 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型電力発生装置又は燃料電池であること。

イ 事業所に連系され、発電される電力が当該事業所において使用されるものであること。

ウ 設置する設備は全て未使用品であること。

(補助対象事業者)

第5条 補助金の交付の対象となる事業者・団体及び0円ソーラー事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 事業者においては定款、その他の団体等においては組織活動に関する基本規則を有していること。

(2) 意思を自ら決定し、執行する組織が確立していること。

(3) 経理、監査等を自ら行う会計組織が確立していること。

(4) 活動内容に関する記録を整備していること。

(5) 市税を滞納していないこと。

(6) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。

(7) その構成員のうちにさいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者がいない団体であること。

(8) 太陽光発電等共同購入事業を利用していないこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、補助金の適正な執行ができないと認められる特段の理由がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した事業所において、再度補助金の交付を受けることはできない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、補助対象事業1件当たり60万円を限度とする。

2 国及び埼玉県の補助金、その他の補助金（以下「国等の補助金」という。）を併用する場合にあっては、補助対象経費から国等の補助金の交付額を控除する。

（交付申請書の提出）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業者の定款又はその他組織活動に関する基本規則の写し（0円ソーラー事業者による事業の場合、0円ソーラー事業者及び事業者・団体双方のもの）
- (2) 補助対象事業実施予定場所の現況を示すカラー写真
- (3) 補助対象設備を建築物に設置する場合にあっては、当該建築物に係る登記事項証明書又は当該建築物の固定資産税に係る公租証明書又はその他の当該建築物の所有者が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象設備を土地に設置する場合にあっては、当該土地に係る登記事項証明書又はその他の当該土地の所有者が確認できる書類及び公図の写し
- (5) 補助対象設備の仕様書
- (6) 補助対象経費の内訳が記載された見積書の写し
- (7) 補助対象設備を設置する建築物又は土地の所有者が補助対象事業者と異なる場合にあっては、補助対象事業者が当該建築物又は土地を日常的に使用していることを証する賃貸借契約書等の書類の写し（0円ソーラー事業者による事業の場合を除く）
- (8) さいたま市に納税義務のある補助対象事業者にあっては、直近一年度の納税状況がわかるさいたま市法人市民税納税証明書の写し（0円ソーラー事業者による事業の場合、0円ソーラー事業者及び事業者・団体双方が対象）
- (9) 既に設置されている太陽光発電設備に対して蓄電池を設置する場合にあ

っては、太陽光発電設備が設置されていることが確認できる以下いずれかの書類

ア 太陽光発電の検針票の写し（申請時点直近の発電量がわかるもの）

イ エネルギー表示器（モニター）の画面の写真（申請時点直近の日付及び発電量が表示されたもの）

ウ その他太陽光発電設備の設置が確認できる書類

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 交付申請書の提出は、環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課（以下「ゼロカーボン推進戦略課」という。）へ電子申請・届出サービス又は持参又は到達したことが確認できる方法（簡易書留等）により行うものとする。

（交付決定等）

第8条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定を行う。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することを決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに前条の交付申請書を提出した補助対象事業者に通知する。

（補助事業の変更等）

第9条 補助金交付の決定を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業の計画の変更又は中止をしようとするときは、変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金交付額を増額する変更は認めない。

（変更等の承認）

第10条 市長は、前条に規定する補助対象事業の計画変更等の申請があったときは、その内容を審査し、変更（中止）承認通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知する。

2 市長は、前項に規定する申請の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更又は条件を付することができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したのち、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期間に、市長に提出しなければな

らない。

- (1) 工事請負契約書及び補助対象経費の内訳書の写し
- (2) 補助対象経費に係る支出について領収書又はその他証拠書類の写し
- (3) 補助対象事業の実施が確認できるカラー写真
- (4) 国等の補助金の交付決定通知書の写し（国等の補助金を併用した場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出は、ゼロカーボン推進戦略課へ電子申請・届出サービス又は持参又は到達したことが確認できる方法（簡易書留等）により行うものとする。

（補助金交付額の確定）

第12条 市長は、前条第1項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付確定通知書（様式第7号）により、補助対象事業者に対し補助金の額を確定し通知する。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により交付確定通知書を受けた補助事業者は、交付請求書（様式第8号）により市長に補助金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

（財産の処分の制限）

第14条 規則第20条各号に規定する処分の制限の対象とする財産は、補助対象事業により取得した設備とする。

2 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間について、補助金交付額が確定した日から5年間とする。

3 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産の処分をしようとするときは、財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、前項に規定する期間又は法定耐用年数を経過した場合はこの限りではない。

（報告調査）

第15条 市長は、補助対象事業に関して必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員に補助対象設備その他の物件を調査させることが

できる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。

様式一覧

様式第 1 号 交付申請書

様式第 2 号 交付決定通知書

様式第 3 号 不交付決定通知書

様式第 4 号 変更（中止）承認申請書

様式第 5 号 変更（中止）承認通知書

様式第 6 号 実績報告書

様式第 7 号 交付確定通知書

様式第 8 号 交付請求書

様式第 9 号 財産処分承認申請書